

個⑥080 申告書A第二表

個⑥080 申告書A第二表

平成 年分の 確定申告書A

FA0066

住所欄 (住所、氏名)

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の内訳表 (所得の種類、収入金額)

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

雑所得等に関する事項表

住民税に関する事項

住民税に関する事項 (扶養親族、扶養控除額)

所得から差し引かれる金額に関する事項

所得控除表 (社会保険料、支払保険料)

所得控除表 (新生命保険料の計)

所得控除表 (地価増値税)

所得控除表 (配偶者の氏名)

所得控除表 (配偶者の氏名)

所得控除表 (扶養親族)

所得控除表 (扶養控除額)

所得控除表 (扶養親族)

所得控除表 (扶養親族)

所得控除表 (扶養親族)

特例適用条文等

平成 年分の 確定申告書A

FA0065

住所欄 (住所、氏名)

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の内訳表 (所得の種類、収入金額)

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

雑所得等に関する事項表

住民税に関する事項

住民税に関する事項 (扶養親族、扶養控除額)

所得から差し引かれる金額に関する事項

所得控除表 (社会保険料、支払保険料)

所得控除表 (新生命保険料の計)

所得控除表 (地価増値税)

所得控除表 (配偶者の氏名)

所得控除表 (配偶者の氏名)

所得控除表 (扶養親族)

所得控除表 (扶養控除額)

所得控除表 (扶養親族)

所得控除表 (扶養親族)

所得控除表 (扶養親族)

特例適用条文等

個①081 申告書B第一表

個①081 申告書B第一表

税務署長 平成 年 月 日 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA0122

住所: 東京都港区有明1-1-1
氏名: 山田太郎
生年月日: 1980年1月1日
職業: 会社員
収入の種別: 給与
所得の種別: 給与所得

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	課税される所得金額	復興特別所得税	復興特別所得税の合計	その他の控除	課税される所得金額	復興特別所得税	復興特別所得税の合計
1 事業所得 200,000	2 事業所得 200,000	3 事業所得 200,000	4 課税される所得金額 200,000	5 復興特別所得税 10,000	6 復興特別所得税の合計 10,000	7 青色申告特別控除 0	8 課税される所得金額 200,000	9 復興特別所得税 10,000	10 復興特別所得税の合計 10,000
11 医療費控除 0	12 社会保険料控除 0	13 小規模企業共済等掛金控除 0	14 生命保険料控除 0	15 地震保険料控除 0	16 寄附金控除 0	17 雑損控除 0	18 雑損控除 0	19 雑損控除 0	20 雑損控除 0
21 扶養控除 0	22 基礎控除 0	23 合計 0	24 合計 0	25 合計 0	26 合計 0	27 合計 0	28 合計 0	29 合計 0	30 合計 0

復興特別所得税の記入をお忘れなく

税務署長 平成 年 月 日 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA0121

住所: 東京都港区有明1-1-1
氏名: 山田太郎
生年月日: 1980年1月1日
職業: 会社員
収入の種別: 給与
所得の種別: 給与所得

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	課税される所得金額	復興特別所得税	復興特別所得税の合計	その他の控除	課税される所得金額	復興特別所得税	復興特別所得税の合計
1 事業所得 200,000	2 事業所得 200,000	3 事業所得 200,000	4 課税される所得金額 200,000	5 復興特別所得税 10,000	6 復興特別所得税の合計 10,000	7 青色申告特別控除 0	8 課税される所得金額 200,000	9 復興特別所得税 10,000	10 復興特別所得税の合計 10,000
11 医療費控除 0	12 社会保険料控除 0	13 小規模企業共済等掛金控除 0	14 生命保険料控除 0	15 地震保険料控除 0	16 寄附金控除 0	17 雑損控除 0	18 雑損控除 0	19 雑損控除 0	20 雑損控除 0
21 扶養控除 0	22 基礎控除 0	23 合計 0	24 合計 0	25 合計 0	26 合計 0	27 合計 0	28 合計 0	29 合計 0	30 合計 0

復興特別所得税の記入をお忘れなく

個⑥083 申告書第三表 (分離課税用)

個⑥083 申告書第三表 (分離課税用)

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税

申告書 (分離課税用)

FA0036

納税者情報入力欄 (住所、氏名、生年月日)

特別適用条文入力欄 (法、条、項、号)

(単位は円)

収入金額表 (総所得金額、山林所得、退職所得)

税金の計算表 (所得税、住民税、その他)

分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

退職所得に関する事項

申告書年月日入力欄

第三表 (平成二十八年分以降適用) 第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税

申告書 (分離課税用)

FA0035

納税者情報入力欄 (住所、氏名、生年月日)

特別適用条文入力欄 (法、条、項、号)

(単位は円)

収入金額表 (総所得金額、山林所得、退職所得)

税金の計算表 (所得税、住民税、その他)

分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

退職所得に関する事項

申告書年月日入力欄

第三表 (平成二十七年分以降適用) 第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

改正後

改正前

個⑥085 申告書第四表 (一) (損失申告用)

個⑥085 申告書第四表 (一) (損失申告用)

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の

申告書 (損失申告用)

FA0054

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の

申告書 (損失申告用)

FA0053

住所 (〒 市町村 番 号 番 号)	フリガナ 氏 名
整理番号	一連番号

第四表 (一)

1 損失額又は所得金額

A 経常所得 (申告書日第一表の①から⑦までの合計額)		円					
所得の種類	区分等	所得の生ずる場所	①収入金額	②必要経費等	③差引金額 (あ-②)	④特別控除額	⑤損失額又は所得金額
B 雑所得	類	① 分離課税					⑥
		② 総合課税					⑦
	別	③ 分離課税					⑧
		④ 総合課税					⑨
一 時						⑩	
C 山林						⑪	
D 退職						⑫	
E 株式等の譲渡 上場株式等の譲渡 上場株式等の配当等						⑬	
						⑭	
						⑮	
F 先物取引						⑯	
特別適用条文							

平成二十八年分以降適用

2 損益の通算

所得の種類	① 通算前	② 第1次通算後	③ 第2次通算後	④ 第3次通算後	⑤ 損失額又は所得金額
A 経常所得	円	第 1 次	第 2 次	第 3 次	円
B 雑所得	① 総合課税	1	2	3	
	② 分離課税 (非課税)	△			
	③ 総合課税	次	次	次	
	④ 総合課税	通	通	通	
一 時	算	通	通		
C 山林	⑥	算	通		⑰
D 退職	⑧	算	算		
損失額又は所得金額の合計額					⑱

調査	整理欄
----	-----

住所 (〒 市町村 番 号 番 号)	フリガナ 氏 名
整理番号	一連番号

第四表 (一)

1 損失額又は所得金額

A 経常所得 (申告書日第一表の①から⑦までの合計額)		円					
所得の種類	区分等	所得の生ずる場所	①収入金額	②必要経費等	③差引金額 (あ-②)	④特別控除額	⑤損失額又は所得金額
B 雑所得	類	① 分離課税					⑥
		② 総合課税					⑦
	別	③ 分離課税					⑧
		④ 総合課税					⑨
一 時						⑩	
C 山林						⑪	
D 退職						⑫	
E 株式等の譲渡 上場株式等の譲渡 上場株式等の配当等						⑬	
						⑭	
						⑮	
F 先物取引						⑯	
特別適用条文							

平成二十五年分以降適用

2 損益の通算

所得の種類	① 通算前	② 第1次通算後	③ 第2次通算後	④ 第3次通算後	⑤ 損失額又は所得金額
A 経常所得	円	第 1 次	第 2 次	第 3 次	円
B 雑所得	① 総合課税	1	2	3	
	② 分離課税 (非課税)	△			
	③ 総合課税	次	次	次	
	④ 総合課税	通	通	通	
一 時	算	通	通		
C 山林	⑥	算	通		⑰
D 退職	⑧	算	算		
損失額又は所得金額の合計額					⑱

調査	整理欄
----	-----

改正後

改正前

個⑥086 申告書第四表 (二) (損失申告用)

個⑥086 申告書第四表 (二) (損失申告用)

平成 年分の 所得税及び
復興特別所得税

申告書 (損失申告用)

FAOD59

第四表 (二)

(平成二十八年分以降用)

○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額	72
居住用財産に係る譲渡後譲渡損失の金額	73
変動所得の損失額	74
被災資産の損失額	75
被災資産の種類	山林以外
被災資産の種類	山林
山林所得に係る被災事業用資産の損失額	76
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	77

4 繰越損失を差し引く計算

区分	損失の種類	引越す損失額	本年分で差し引く損失額	繰越損失額
A 1年分	純 年が青色の場合	山林以外の所得の損失		/
		山林所得の損失		
	損 年が白色の場合	変動所得の損失		
		雑所得の損失		
	失 居住用財産に係る譲渡後譲渡損失の金額			
		繰越損失		
B 2年分	純 年が青色の場合	山林以外の所得の損失		
		山林所得の損失		
	損 年が白色の場合	変動所得の損失		
		雑所得の損失		
	失 居住用財産に係る譲渡後譲渡損失の金額			
		繰越損失		
C 3年分	純 年が青色の場合	山林以外の所得の損失		
		山林所得の損失		
	損 年が白色の場合	変動所得の損失		
		雑所得の損失		
	失 居住用財産に係る譲渡後譲渡損失の金額			
		繰越損失		

本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額	83
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額	84
本年分の先物取引に係る譲渡所得等から差し引く損失額	85
繰越控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	86

- 5 翌年以後に繰り越される本年分の繰越損失の金額
- 6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額
- 7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

作成 整理欄

平成 年分の 所得税及び
復興特別所得税

申告書 (損失申告用)

FAOD58

第四表 (二)

(平成二十五年分以降用)

○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額	72
居住用財産に係る譲渡後譲渡損失の金額	73
変動所得の損失額	74
被災資産の損失額	75
被災資産の種類	山林以外
被災資産の種類	山林
山林所得に係る被災事業用資産の損失額	76
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	77

4 繰越損失を差し引く計算

区分	損失の種類	引越す損失額	本年分で差し引く損失額	繰越損失額
A 1年分	純 年が青色の場合	山林以外の所得の損失		/
		山林所得の損失		
	損 年が白色の場合	変動所得の損失		
		雑所得の損失		
	失 居住用財産に係る譲渡後譲渡損失の金額			
		繰越損失		
B 2年分	純 年が青色の場合	山林以外の所得の損失		
		山林所得の損失		
	損 年が白色の場合	変動所得の損失		
		雑所得の損失		
	失 居住用財産に係る譲渡後譲渡損失の金額			
		繰越損失		
C 3年分	純 年が青色の場合	山林以外の所得の損失		
		山林所得の損失		
	損 年が白色の場合	変動所得の損失		
		雑所得の損失		
	失 居住用財産に係る譲渡後譲渡損失の金額			
		繰越損失		

本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額	83
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額	84
本年分の先物取引に係る譲渡所得等から差し引く損失額	85
繰越控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	86

- 5 翌年以後に繰り越される本年分の繰越損失の金額
- 6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額
- 7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

作成 整理欄

個⑥087 申告書第五表 (修正申告用・別表) 【表面】

個⑥087 申告書第五表 (修正申告用・別表) 【表面】

平成 年分の 所得税及び 復興特別所得税の修正申告書 (別表)

FA0047

住所 (〒 市町村 番地 丁目 番 号)	フリガナ 氏名
○修正前の課税額 (単位は円)	税金の計算
総合課税の所得金額	○修正申告により増加する税額等
所得から差し引かれる金額	○修正申告によって異動した事項
税金の計算	○所得金額に関する事項
税金の配当控除	○事業受益者に関する事項
税金の計算	○税金の計算に関する事項
税金の配当控除	○住民税・事業税に関する事項

第五表 (平成二十六年分以降用) ○第五表は、申告書Bの第一表と一緒に提出してください。

FA0047

住所 (〒 市町村 番地 丁目 番 号)	フリガナ 氏名
○修正前の課税額 (単位は円)	税金の計算
総合課税の所得金額	○修正申告により増加する税額等
所得から差し引かれる金額	○修正申告によって異動した事項
税金の計算	○所得金額に関する事項
税金の配当控除	○事業受益者に関する事項
税金の計算	○税金の計算に関する事項
税金の配当控除	○住民税・事業税に関する事項

第五表 (平成二十六年分以降用) ○第五表は、申告書Bの第一表と一緒に提出してください。

改正後

個⑥087 申告書第五表（修正申告用・別表）【裏面】

書き方とご注意

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第五表（修正申告用・別表）に、修正申告額を申告書日第一表に書いてください。
- 分離課税の所得がある場合は、併せて申告書第三表（分離課税用）も使用します。
- この申告書第五表（修正申告用・別表）の各欄は、次により書いてください。
 - 「平成〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（別表）」欄の□□に、修正申告の対象となる年分を書いてください。
 - 「修正前の課税額」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから該当する欄の金額を転記してください。

〔注1〕①又は②の各欄は、次の所得がある場合に、その所得の種類・略称とその所得金額を書いてください。なお、これらの所得が2つ以上ある場合は、イからチの順に書いてください。また、イからチの所得が数多くあるなど①又は②の欄に書ききれないときは、欄を越えて書いてください。

 - イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得があるときは「分離短期譲渡所得」
 - ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得があるときは「分離長期譲渡所得」
 - ハ 一般株式等の譲渡所得等があるときは「一般株式等の譲渡所得等」
 - ニ 上場株式等の譲渡所得等があるときは「上場株式等の譲渡所得等」
 - ホ 分離課税の上場株式等の配当所得等があるときは「上場株式等の分離配当所得等」
 - ヘ 分離課税の先物取引の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「先物取引の分離事業所得」、「先物取引の分離譲渡所得」又は「先物取引の分離雑所得」
 - ト 山林所得があるときは「山林所得」
 - チ 退職所得があるときは「退職所得」
- 上記〔注1〕ハ及びロの両方の所得がある場合の「課税される所得金額」欄については、ハ及びロの課税される所得金額を合計して、ハの所得の対応分の欄に書いてください。
- 「修正申告により増加する税額等」の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額の増加額①」欄には、申告書日第一表の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額①」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額②」欄の金額を差し引いた金額を書き、「所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額②」欄には、申告書日第一表の「納める税金①」欄又は「還付される税金②」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「納める税金②」欄又は「還付される税金③」欄の金額を差し引いた金額を書いてください。
- 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動したもののみを書き、併せてその異動理由を書いてください。
- 申告書日第一表の各欄は、次により書いてください。
 - 「平成〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書日」欄の□□に、修正申告の対象となる年分を書き、空白に「修正」と書いてください。
 - 「種類」の欄の「修正」を○で囲んでください。
 - 「収入金額等」、「所得金額」、「所得から差し引かれる金額」、「税金の計算」及び「その他」の各欄には、修正申告額を書いてください。

なお、「その他」の各欄は、修正申告によって各金額が異動した場合にだけ異動後の金額を書いてください。
- 納付すべき税額は、修正申告書（申告書日第一表、申告書第五表（修正申告用・別表））を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署にご相談ください。

○ 延滞税の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{新たに納付すべき本税の額} \\ \hline 10,000円未満の \\ \text{端数切捨て} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \text{〔注〕} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{期間（日数）} \\ \hline \text{確定申告期限の翌日} \\ \text{から完納の日まで} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline 100円未満の \\ \text{端数切捨て} \\ \hline \end{array}$$

365

- 〔注〕平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
- ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで 一年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
 - ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後 一年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合
- なお、特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の定期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。
- また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。
- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 - 延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 - 確定申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

改正前

個⑥087 申告書第五表（修正申告用・別表）【裏面】

書き方とご注意

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第五表（修正申告用・別表）に、修正申告額を申告書日第一表に書いてください。
- 分離課税の所得がある場合は、併せて申告書第三表（分離課税用）も使用します。
- この申告書第五表（修正申告用・別表）の各欄は、次により書いてください。
 - 「平成〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（別表）」欄の□□に、修正申告の対象となる年分を書いてください。
 - 「修正前の課税額」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから該当する欄の金額を転記してください。

〔注〕①、②の各欄は、次の所得がある場合に、その所得の種類・略称とその所得金額を書いてください。なお、これらの所得が2つ以上ある場合は、アからキの順に書いてください。また、アからキの所得が数多くあるなど①、②の欄に書ききれないときは、欄を越えて書いてください。

 - ア 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得があるときは「分離短期譲渡所得」
 - イ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得があるときは「分離長期譲渡所得」
 - ウ 分離課税の株式等の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「株式等の分離事業所得」、「株式等の分離譲渡所得」、「株式等の分離雑所得」
 - エ 分離課税の上場株式等の配当所得があるときは「上場株式等の分離配当所得」
 - オ 分離課税の先物取引の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「先物取引の分離事業所得」、「先物取引の分離譲渡所得」又は「先物取引の分離雑所得」
 - カ 山林所得があるときは「山林所得」
 - キ 退職所得があるときは「退職所得」
- 「修正申告により増加する税額等」の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額の増加額」欄には、申告書日第一表の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額」欄の金額を差し引いた金額を書き、「所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額」欄には、申告書日第一表の「納める税金」欄又は「還付される税金」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「納める税金」欄又は「還付される税金」欄の金額を差し引いた金額を書いてください。
- 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動したもののみを書き、併せてその異動理由を書いてください。
- 申告書日第一表の各欄は、次により書いてください。
 - 「平成〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書日」欄の□□に、修正申告の対象となる年分を書き、空白に「修正」と書いてください。
 - 「種類」の欄の「修正」を○で囲んでください。
 - 「収入金額等」、「所得金額」、「所得から差し引かれる金額」、「税金の計算」及び「その他」の各欄には、修正申告額を書いてください。

なお、「その他」の各欄は、修正申告によって各金額が異動した場合にだけ異動後の金額を書いてください。
- 納付すべき税額は、修正申告書（申告書日第一表、申告書第五表（修正申告用・別表））を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署にご相談ください。

○ 延滞税の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{新たに納付すべき本税の額} \\ \hline 10,000円未満の \\ \text{端数切捨て} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \text{〔注〕} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{期間（日数）} \\ \hline \text{確定申告期限の翌日} \\ \text{から完納の日まで} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline 100円未満の \\ \text{端数切捨て} \\ \hline \end{array}$$

365

- 〔注〕平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
- ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで 一年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
 - ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後 一年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合
- なお、特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の定期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。
- また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。
- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 - 延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 - 確定申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

個⑥088 確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)【1面】

個⑥088 確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用)【1面】

平成__年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用) 1面

住所又は事業所等所在地
フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項(特定投資株式(いわゆるエンジェル投資の対象となる株式)に係る譲渡損失の繰越控除)及び第7項(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」を作成してください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限ります。以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算

〔赤字の金額は、△を付けないで書きます。△印の△も同じです。〕

○ 「①」一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び「②」上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の場合又は「②」特定投資株式に係る譲渡損失の金額及び「③」上場株式等に係る譲渡損失の金額がない場合には、「①」及び「②」の記載はしません。また、「③」本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額がない場合には、「③」の記載はしません。

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

一般株式等に係る譲渡所得等の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)〕の①の金額)	①	円
特定投資株式に係る譲渡損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)〕の②の金額)	②	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)〕の③の金額)	③	
上場株式等に係る譲渡損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)〕の④の金額)	④	

※ 本欄の金額は、租税特別措置法第37条の13の2第2項に規定する上場株式等の譲渡(譲渡対象)がある場合に限り、当該規定による上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の②)の②の金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の損益の計算前の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 〔②の金額と④の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	⑤	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 〔③の金額と④の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	⑥	

(3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	赤字等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合計	⑦(申告書第3表参照)	⑧

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額
〔⑦-⑧(赤字の場合には0と書いてください。)
〔注〕 利子所得に係る負債の利子は控除できません。〕

(4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額

本年分の損益の計算前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の③(上場株式等)の③の金額(赤字の場合には0と書いてください。) 〔注〕 ③の金額と④の金額の場合には0と書いてください。〕	⑨	円
本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 〔⑨-⑤(赤字の場合には0と書いてください。) 〔注〕 ⑤の金額と⑥の金額の場合には0と書いてください。〕	⑩	
本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 〔⑤-②(赤字の場合には0と書いてください。) 〔注〕 ②の金額と④の金額の場合には0と書いてください。〕	⑪	

〔赤字の金額は、△を付けないで書きます。△印の△も同じです。〕

(平成28年分以降用)

平成__年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用) 1面

住所又は事業所等所在地
フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル投資の対象となる株式)に係る譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」を作成してください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等の金額(以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算

〔赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の△も同じです。〕

○ 「①」株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の場合又は「④」特定投資株式に係る損失の金額及び「⑤」上場株式等に係る譲渡損失の金額がない場合には、「①」及び「②」の記載はしません。また、「③」本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額がない場合には、「③」の記載はしません。

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)〕の「未分離分」及び「上場分」の②の金額の合計額	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額 〔損失の金額がない場合には0と書いてください。〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)〕1面の②の金額〕	②	
特定投資株式の譲渡損失による損失の金額 〔損失の金額がない場合には0と書いてください。〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)〕1面の③の金額〕	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額 〔②+③〕	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額 〔損失の金額がない場合には0と書いてください。〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)〕1面の④の金額〕	⑤	

(2) 本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額及び損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 〔④と⑤の場合には、④+⑤の金額のうちいずれか少ない方の金額〕	⑥	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 〔⑤と⑥の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	⑦	

(3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
	円	円
合計額	⑧(申告書第3表参照)	⑨

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額
〔⑧-⑨(赤字の場合には0と書いてください。)]

(平成25年分以降用)

個⑥088 確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)【2面】

2 面

④ 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑦-⑧) ①の金額が不足する場合は、⑧の金額を繰越すことにより不足額を埋めなければならない。	⑧	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑨-⑩) ①の金額が不足する場合は、⑩の金額を繰越すことにより不足額を埋めなければならない。	⑩	円

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分(平成__年分)	① 特定投資株式に係る金額 (円) ② 上場株式等に係る金額 (円)	③ 特定投資株式に係る譲渡損失の金額から差し引く(円) ④ 上場株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く(円)	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の2年前分(平成__年分)	⑤ 特定投資株式に係る金額 (円) ⑥ 上場株式等に係る金額 (円)	⑦ 特定投資株式に係る譲渡損失の金額から差し引く(円) ⑧ 上場株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く(円)	
本年の前年分(平成__年分)	⑨ 特定投資株式に係る金額 (円) ⑩ 上場株式等に係る金額 (円)	⑪ 特定投資株式に係る譲渡損失の金額から差し引く(円) ⑫ 上場株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く(円)	

⑬ 本年分一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑤+⑥+⑦)
⑭ 本年分上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑧+⑨+⑩)
⑮ 本年分上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑪+⑫+⑬)
⑯ 本年分分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑭+⑮)
⑰ 翌年以後に繰り越される株式等(特定投資株式及び上場株式等)に係る譲渡損失の金額 (⑬+⑭+⑮+⑯+⑰)

⑱ 『本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額』は、『前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額』のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

⑲ 『本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額』は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額(特定投資株式に係る金額)内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式がある場合)」の「非公開分」の⑱の金額(赤字の場合には、0とみなします。)、の合計額を限度として、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除します。そして、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額(上場株式等に係る金額)内においては、特定投資株式に係る金額を控除した後の「上場株式等」の金額の金額(赤字の場合には、0とみなします。))及び「⑲本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額

○ 『⑲本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額』がない場合には、この欄の記載は不要です。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (⑲-⑳)	⑳	円
---	---	---

※ ⑳欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑳欄の金額が㉑欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

①～⑳欄の金額は、申告書の提出の際に提出し、⑳欄の金額は、翌年の確定申告の際に提出し、翌年に株式等の譲渡がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要となります。

個⑥088 確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用)【2面】

2 面

(4) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑦-⑧) ①の金額が不足する場合は、⑧の金額を繰越すことにより不足額を埋めなければならない。	⑧	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑨-⑩) ①の金額が不足する場合は、⑩の金額を繰越すことにより不足額を埋めなければならない。	⑩	円

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分(平成__年分)	A 特定投資株式に係る金額 (円) B 上場株式等に係る金額 (円)	③ 株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く(円) ④ 株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く(円)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額
本年の2年前分(平成__年分)	C 特定投資株式に係る金額 (円) D 上場株式等に係る金額 (円)	⑤ 株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く(円) ⑥ 株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く(円)	
本年の前年分(平成__年分)	E 特定投資株式に係る金額 (円) F 上場株式等に係る金額 (円)	⑦ 株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く(円) ⑧ 株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く(円)	

⑨ 本年分一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)
⑩ 本年分分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑨+⑩+⑪)
⑪ 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)

※ 『本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額』は、『前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額』のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、『本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額』は、同一年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式がある場合)」の「非公開分」の⑱の金額(赤字の場合には、0とみなします。))及び「上場分」の⑲の金額(赤字の場合には、0とみなします。))並びに「⑲本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額

○ 『⑲本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額』がない場合には、この欄の記載は不要です。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (⑲-⑳)	⑳	円
---	---	---

※ ⑳欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑳欄の金額が㉑欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

①～⑳欄の金額は、申告書の提出の際に提出し、⑳欄の金額は、翌年の確定申告の際に提出し、翌年に株式等の譲渡がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要となります。

個⑥089 確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【1面】

個⑥089 確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【1面】

平成__年分の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用) 1面

住所
氏名

この付表は、国税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
（数字の金額は、〇を付けないで書きます。②の〇も同じです。）

○ 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が数字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、「①」の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、「②」の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書〕の①欄の「上場株式等」の金額	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書〕の②欄の「上場株式等」の金額	②	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 〔①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	③	円

※ ②欄の金額は、国税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（配当）がある場合については、原則に規定する上場株式等の譲渡に係る金額〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書〕の①欄の「上場株式等」の①欄の金額の〇Aを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

科目・所得の生ずる場所	科目等配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合 計	円	円

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額
〔②-③〕（数字の場合には〇と書いてください。）

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 〔③-②〕 〔③の金額が②の金額の場合には〇と書いてください。〕 〔②の記載がない場合には、③の金額を移記してください。〕	④	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 〔④-③〕 〔④の金額が③の金額の場合には〇と書いてください。〕 〔③の記載がない場合には、④の金額を移記してください。〕	⑤	円

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

（平成30年分以降適用）

平成__年分の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用) 1面

住所
氏名

この付表は、国税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
（数字の金額は、〇を付けないで書きます。②の〇も同じです。）

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が数字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、「①」の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、「②」の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書〕の「未公開分」及び「上場分」の①の金額	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書〕の「上場分」の②の金額	②	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 〔①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	③	円

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

科目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
	円	円
合 計	円	円

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額
〔③-④〕（数字の場合には〇と書いてください。）

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 〔③-②〕 〔③の金額が②の金額の場合には〇と書いてください。〕 〔②の記載がない場合には、③の金額を移記してください。〕	④	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 〔④-③〕 〔④の金額が③の金額の場合には〇と書いてください。〕 〔③の記載がない場合には、④の金額を移記してください。〕	⑤	円

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

（平成26年分以降適用）

個⑥089 確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【2面】

個⑥089 確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【2面】

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 平成__年分	①(前年からの繰り越し)の金額 円	②(上場株式等に係る譲渡損失の金額)の(前年)の(前) 円	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の2年前分 平成__年分	③(前年からの繰り越し)の金額 円	④(上場株式等に係る譲渡損失の金額)の(前年)の(前) 円	⑦(①-②-④) 円
本年の前年分 平成__年分	⑤(前年からの繰り越し)の金額 円	⑥(上場株式等に係る譲渡損失の金額)の(前年)の(前) 円	⑧(③-④-⑥) 円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑨+⑩+⑪)	⑨(譲渡所得等)の金額(円) 円		
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑫+⑬+⑭)	⑫(配当所得)の金額(円) 円		
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額(⑫+⑬+⑭)			⑭(繰越控除)の金額(円) 円

- ※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の①欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥(本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額)の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。
- ※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

- 「⑥(本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額)がない場合には、この欄の記載は不要です。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額(※)	円
---	---

※ ①欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の①欄の金額が同①欄の金額から控除しきれない場合には、転記簿にお尋ねください。

- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(注) ①面の金額及び②面の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。)

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額(※2)	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※3)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 平成__年分	①(前年からの繰り越し)の金額 円	②(前年、本年譲渡損失の金額)の(前年)の(前) 円	
本年の2年前分 平成__年分	③(前年からの繰り越し)の金額 円	④(前年、本年譲渡損失の金額)の(前年)の(前) 円	⑦(①-②-④) 円
本年の前年分 平成__年分	⑤(前年からの繰り越し)の金額 円	⑥(前年、本年譲渡損失の金額)の(前年)の(前) 円	⑧(③-④-⑥) 円
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑨+⑩+⑪)	⑨(譲渡所得等)の金額(円) 円		
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑫+⑬+⑭)	⑫(配当所得)の金額(円) 円		
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額(⑫+⑬+⑭)			⑭(繰越控除)の金額(円) 円

- ※1 平成26年分の申告では、「本年の3年前分」は平成25年分、「本年の2年前分」は平成24年分、「本年の前年分」は平成23年分になります(平成22年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成26年から控除することはできません。)
- ※2 平成26年分の申告では、平成25年分の申告の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の各欄の金額を移記します。
- ※3 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥(本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額)の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。
- ※4 平成23年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成26年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成27年分以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

- 「⑥(本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額)がない場合には、この欄の記載は不要です。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額(※)	円
---	---

※ ①欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の①欄の金額が同①欄の金額から控除しきれない場合には、転記簿にお尋ねください。

- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(注) ①面の金額及び②面の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。)

個⑥090-1 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用) (東日本大震災の被災者の方用)

個⑥090-1 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用) (東日本大震災の被災者の方用)

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用) (東日本大震災の被災者の方用)

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用) (東日本大震災の被災者の方用)

この付表は、東日本大震災の被災者等に係る復興特別法の臨時特例に関する法律の規定により、繰越金の繰越控除の特例の適用を受ける方で、復興特別税法第41条の1(先物取引)の基金等に係る損失の繰越控除の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の基金等に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る繰越控除の金額から控除する場合は前年以後に繰り越される前2年分及び本年分において先物取引の基金等に係る損失の金額がある場合に使用します。

この付表は、東日本大震災の被災者等に係る復興特別法の臨時特例に関する法律の規定により、繰越金の繰越控除の特例の適用を受ける方で、復興特別税法第41条の1(先物取引)の基金等に係る損失の繰越控除の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の基金等に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る繰越控除の金額から控除する場合は前年以後に繰り越される前2年分及び本年分において先物取引の基金等に係る損失の金額がある場合に使用します。

Form with sections: 1 先物取引に係る繰越控除の金額, 2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る繰越損失の計算, 3 翌年以後に繰り越される繰越損失の計算, and 4 次の該当する欄を書いてください.

Form with sections: 1 先物取引に係る繰越控除の金額, 2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る繰越損失の計算, 3 翌年以後に繰り越される繰越損失の計算, and 4 次の該当する欄を書いてください.

平成二十八年分以降適用 〇この付表は、申告書と一緒に提出してください。

平成二十八年分以降適用 〇この付表は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥091 死亡した者の平成____年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）【裏面】

書き方

【死亡した人の確定申告書の書き方】

死亡した人の確定申告書の書き方は、「確定申告書の書き方」などにならなくて書きませんが、次の点に留意して書いてください。

① 『平成____年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A』を使用する場合には、申告書の上側に「準確定」と表示し、『平成____年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B』を使用する場合には、標準の表紙の上に「準確定」と書いてください。

② 「住所」および「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を書いてください。この場合、氏名の欄には「被相続人」と書いてください。

なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書の提出を省略する場合は、これらの欄を空欄にしてください。

③ 「住所」欄には、死亡した人について申告するその氏名と住所に死亡年月日を記入してください。

④ 下記には、相続人や包括受遺者について書いてください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所欄に「相続人」と書いて、筆名、住所を記入してください。

⑤ 死亡した人の確定申告書の提出に当たっては、全ての相続人や包括受遺者の個人番号（12桁）の記入及び本人確認書類の提示又は写しの提出が必要となります。

なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上空白にしてください。

また、相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、申告書付表「B」に相続人等に関する事項「欄」の「個人番号」欄に各相続人や包括受遺者の個人番号を書いてください。

⑥ 死亡した人の個人番号を記入する必要はありません。

【申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）の書き方】

⑦ 『死亡した者の平成____年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）』の目的の「年分」欄に死亡した人の確定申告書の年分と同じ年分を書いてください。

⑧ 「1 死亡した者の住所（氏名等）欄」の「住所」欄に死亡した人の住所を記入してください。

⑨ 「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄に死亡した人の納める税金（「住所」欄に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を書いてください。

⑩ 「3 相続人等の代表者の指定」欄に相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺者のうちから死亡した人の相続に関する事項を代表して受領する人を指定することができますので、なるべく代表して受領する人を指定してください。

⑪ 「4 相続人等に関する事項」欄に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を加えた人を除く。）について書いてください。

⑫ 「住所」欄に相続人や包括受遺者としての申告書表を提出するときの住所欄を書いてください。

⑬ 「氏名」欄この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、筆名、押印してください。

なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者についてはその人の住所の欄に「申告せず」と表示するとともに、氏名を○で囲んでください。その人は申告書と申告書付表を提出することになりますから、その人が申告内容を把握してください。

⑭ 「個人番号」欄に相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺者の個人番号（12桁）を書いてください。

○ この申告書付表は、死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者が死亡した人から相続権を受けている人（をいいます。）が確定申告をするときに使用するものです。

○ この申告書付表を書く前に、確定申告書で死亡した人の納める税金又は還付される税金（所得税及び復興特別所得税の重り部分の税額）を計算してください。

○ 死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者が提出する確定申告書とこの付表は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を超過した日の曜日（例えば、死亡した日が6月30日であるときは、10月30日）までに提出してください。

なお、死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の所得税及び復興特別所得税（その年1月1日から3月31日までには死亡した場合はその前年分を除きます。）が申告書であったことにより提出する確定申告書と申告書付表については、上の4か月の申告期間の特例の適用はありませんから、早めに提出してください。

○ 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、一緒に申告してください。この場合、提出する確定申告書と申告書付表は、それぞれ相続人や包括受遺者を通じて1枚となります。

○ 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。

○ 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（簡単に言うと書きを伴わない）署名をする場合は、個人番号の取り回しには十分ご注意ください。

○ この申告書付表の書き方についてお間違いにならないようご注意ください。掲載書に照ねってください。

個⑥091 死亡した者の平成____年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）【裏面】

書き方

【死亡した人の確定申告書の書き方】

死亡した人の確定申告書の書き方は、「確定申告書の書き方」などにならなくて書きませんが、次の点に留意して書いてください。

1 『平成____年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A』を使用する場合には、申告書の上側に「準確定」と表示し、『平成____年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B』を使用する場合には、標準の表紙の上に「準確定」と書いてください。

2 「住所」および「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を書いてください。この場合、氏名の欄には「被相続人」と書いてください。

なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を空欄にしてください。

③ 「住所」欄には、死亡した人について申告するその氏名と住所に死亡年月日を記入してください。

④ 下記には、相続人や包括受遺者について書いてください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所欄に「相続人」と書いて、筆名、押印してください。

⑤ 死亡した人の確定申告書の提出に当たっては、すべての相続人や包括受遺者の個人番号（12桁）の記入及び本人確認書類の提示又は写しの提出が必要となります。

なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上空白にしてください。

また、相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、申告書付表「B」に相続人等に関する事項「欄」の「個人番号」欄に各相続人や包括受遺者の個人番号を書いてください。

⑥ 死亡した人の個人番号を記入する必要はありません。

【申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）の書き方】

⑦ 『死亡した者の平成____年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）』の目的の「年分」欄に死亡した人の確定申告書の年分と同じ年分を書いてください。

⑧ 「1 死亡した者の住所（氏名等）欄」の「住所」欄に死亡した人の住所を記入してください。

⑨ 「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄に死亡した人の納める税金（「住所」欄に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を書いてください。

⑩ 「3 相続人等の代表者の指定」欄に相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺者のうちから死亡した人の相続に関する事項を代表して受領する人を指定することができますので、なるべく代表して受領する人を指定してください。

⑪ 「4 相続人等に関する事項」欄に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を加えた人を除く。）について書いてください。

⑫ 「住所」欄に相続人や包括受遺者としての申告書表を提出するときの住所欄を書いてください。

⑬ 「氏名」欄この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、筆名、押印してください。

なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者についてはその人の住所の欄に「申告せず」と表示するとともに、氏名を○で囲んでください。その人は申告書と申告書付表を提出することになりますから、その人が申告内容を把握してください。

⑭ 「個人番号」欄に相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺者の個人番号（12桁）を書いてください。

○ この申告書付表は、死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者が死亡した人から相続権を受けている人（をいいます。）が確定申告をするときに使用するものです。

○ この申告書付表を書く前に、確定申告書で死亡した人の納める税金又は還付される税金（所得税及び復興特別所得税の重り部分の税金）を計算してください。

○ 死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者が提出する確定申告書とこの付表は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を超過した日の曜日（例えば、死亡した日が6月30日であるときは、10月30日）までに提出してください。

なお、死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の所得税及び復興特別所得税（その年1月1日から3月31日までには死亡した場合はその前年分を除きます。）が申告書であったことにより提出する確定申告書と申告書付表については、上の4か月の申告期間の特例の適用はありませんから、早めに提出してください。

○ 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、一緒に申告してください。この場合、提出する確定申告書と申告書付表は、それぞれ相続人や包括受遺者を通じて1枚となります。

○ 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。

○ 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（簡単に言うと書きを伴わない）署名をする場合は、個人番号の取り回しには十分ご注意ください。

○ この申告書付表の書き方についてお間違いにならないようご注意ください。掲載書に照ねってください。

個⑥102 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】【1面】

個⑥102 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】【1面】

1面

【平成 年分】

譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

名簿番号

提出 枚のうちの

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】）からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

現住所 (前住所)	フリガナ 氏名
電話番号 (連絡先)	職業

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代替)の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
 - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面・5面
(また、下記の「5面」に○を付してください。)
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木造モルタル	(鉄骨)鉄筋コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の内厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の内厚が3mm超4mm以下の建物

5面

(平成28年分以降適用)

1面

【平成 年分】

譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

名簿番号

提出 枚のうちの

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】）からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

現住所 (前住所)	フリガナ 氏名
電話番号 (連絡先)	職業

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面(4面の記載は必要ありません。)
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木造モルタル	(鉄骨)鉄筋コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の内厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の内厚が3mm超4mm以下の建物

5面

(平成25年分以降適用)

個⑥102 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】【2面】

個⑥102 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】【2面】

2面 名簿番号

1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地番
所在地 (住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)されましたか。

土地	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 (㎡) <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 畑 (㎡) <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 借地権 (㎡) <input type="checkbox"/> その他 ()	利用状況	売買契約日
建物	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> マンション (㎡) <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自己の居住用 (居住期間 年 月～ 年 月) <input type="checkbox"/> 自己の事業用 <input type="checkbox"/> 貸付用 <input type="checkbox"/> 未利用 <input type="checkbox"/> その他 ()	引き渡した日

○ 次の欄は、譲渡(売却)された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分	共有者の住所・氏名		共有者の持分		
土地	建物	住所	氏名	土地	建物
		(住所)	(氏名)		
		(住所)	(氏名)		

(3) どなたに譲渡(売却)されましたか。

買主	住所(所在地)	氏名(名称)	職業(業種)
----	---------	--------	--------

(4) いくらで譲渡(売却)されましたか。

① 譲渡価額 円

【参考事項】

代金の受領状況	1回目 年月日	2回目 年月日	3回目 年月日	未収金 年月日(予定)
円	円	円	円	円

お売りになった理由

買主から頼まれたため 借入金を返済するため
他の資産を購入するため その他
事業資金を捻出するため ()

【相続税の取得費加算の特例】や【保証債務の特例】の適用を受ける場合の記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「税×××円」と二桁書きで記載してください。
- 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「保×××円」と二桁書きで記載してください。
- 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。

2面 名簿番号

1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地番
所在地 (住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)されましたか。

土地	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 (㎡) <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 畑 (㎡) <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 借地権 (㎡) <input type="checkbox"/> その他 ()	利用状況	売買契約日
建物	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> マンション (㎡) <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 自己の居住用 <input type="checkbox"/> 自己の事業用 <input type="checkbox"/> 貸付用 <input type="checkbox"/> 未利用 <input type="checkbox"/> その他 ()	引き渡した日

○ 次の欄は、譲渡(売却)された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分	共有者の住所・氏名		共有者の持分		
土地	建物	住所	氏名	土地	建物
		(住所)	(氏名)		
		(住所)	(氏名)		

(3) どなたに譲渡(売却)されましたか。

買主	住所(所在地)	氏名(名称)	職業(業種)
----	---------	--------	--------

(4) いくらで譲渡(売却)されましたか。

① 譲渡価額 円

【参考事項】

代金の受領状況	1回目 年月日	2回目 年月日	3回目 年月日	未収金 年月日(予定)
円	円	円	円	円

お売りになった理由

買主から頼まれたため 借入金を返済するため
他の資産を購入するため その他
事業資金を捻出するため ()

【相続税の取得費加算の特例】や【保証債務の特例】の適用を受ける場合の記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「税×××円」と二桁書きで記載してください。
- 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「保×××円」と二桁書きで記載してください。
- 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。

個⑥102 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】【5面】

(新設)

5 面 【平成 年分】

現住所 電話番号 名簿番号

フリガナ 氏名 電話番号 (連絡先)

【被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項】
この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合のみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋（一の建築物）及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被相続人	フリガナ 氏名 <input type="text"/>	死亡年月日 <input type="text"/>	年	月	日
	死亡時における住所 <input type="text"/>				
	居住期間	年	月	年	月
		所在地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した割合	あなたが相続又は遺贈以外により取得した割合
被相続人居住用家屋	㉔		㎡	—	—
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	㉕		㎡	—	—
	㉖		㎡	—	—

(2) 相続の開始の直前においてその土地が用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。

一団の土地の面積	㉗	㎡	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積	㉘	㎡
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種類	間	敷	床面積の合計	
	床面積	㎡	㎡	㎡	㉙
上記の建築物の所有者	フリガナ 氏名 <input type="text"/>				
	住所 <input type="text"/>				
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$\left(\text{㉗} \times \frac{\text{㉘}}{\text{㉙} + \text{㉘}} \right) \times \frac{\text{㉚}}{\text{㉛}}$				㎡

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がいる場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋取得相続人	フリガナ 氏名 <input type="text"/>	住所 <input type="text"/>					
相続の開始の時に被相続人居住用家屋又はその敷地等の持分	㉜ 家屋	㉝ 敷地等	㉞ 敷地等	㉟ 家屋	㊱ 敷地等	㊲ 敷地等	
	—	—	—	—	—	—	
適用前譲渡	譲渡年月日	年	月	日	年	月	日
	譲渡の対価の額	円				円	

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。
【平成28年分以降適用】

個⑥102 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】【5面】

(新設)

【参考事項】

- 2以上の建築物のある一団の土地であった場合（5面の「7」の建築物がある場合）

【建築物の位置関係等】

Blank area for describing the location relationship of buildings.

【計算過程等】

	合計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円	円	円
② 取得費	円	円	円	円	円
③ 譲渡費用	円	円	円	円	円
④ 差引金額 (1)-(2)+(3))	円	円	円	円	円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 譲渡の相手家の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円) (その他)	円	円		円	

個⑥103 居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)【表面】

個⑥103 居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)【表面】

【平成__年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所又は所在地(〒) フリガナ 氏名 電話() 番号

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。
なお、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

Table with columns: 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 資産の所在地番, 資産の利用状況(面積), 譲渡先住所又は所在地, 譲渡契約締結日, 譲渡した年月日, 資産を取得した時期, 譲渡価額, 取得価額, 償却費相当額, 費差引(②-③), 譲渡に要した費用, 居住用財産の譲渡損失の金額(①-④-⑤).

2 買い換えた資産に関する明細

Table with columns: 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 資産の所在地番, 資産の利用状況・利用目的(面積), 買換資産の取得(予定)日, 居住の用に供した(供する見込)日, 買換資産の取得(予定)価額, 買入先住所又は所在地, 氏名又は名称, 住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先.

図与税理士名

税務署 整理欄 借入連載額(円) 純損失(円・%)

(平成28年分以降)

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

【平成__年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所又は所在地(〒) フリガナ 氏名 電話() 番号

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。
なお、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

Table with columns: 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 資産の所在地番, 資産の利用状況(面積), 譲渡先住所又は所在地, 譲渡契約締結日, 譲渡した年月日, 資産を取得した時期, 譲渡価額, 取得価額, 償却費相当額, 費差引(②-③), 譲渡に要した費用, 居住用財産の譲渡損失の金額(①-④-⑤).

2 買い換えた資産に関する明細

Table with columns: 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 資産の所在地番, 資産の利用状況・利用目的(面積), 買換資産の取得(予定)日, 居住の用に供した(供する見込)日, 買換資産の取得(予定)価額, 買入先住所又は所在地, 氏名又は名称, 住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先.

図与税理士名

税務署 整理欄 借入連載額(円) 純損失(円・%)

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

個⑥104 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)【表面】

個⑥104 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)【表面】

【平成__年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は 世帯主 等居住 関係者)	フリガナ 氏名	電話 番号	()
---------------------------------	------------	----------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。」を参照してください。
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

【譲渡した資産に関する明細】

	合 計	建 物	土 地・借地権
資産の所在地番	/		
資産の利用状況 面積		㎡	㎡
居 住 期 間		年 月 - 年 月	
譲渡住所又は所在地			
譲渡先氏名又は名称			
譲渡契約締結日		年 月 日	年 月 日
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先		(借入先)	
譲渡した年月日		年 月 日	年 月 日
資産を取得した時期		年 月 日	年 月 日
譲 渡 価 値 ③		円	円
取 取 得 価 値 ④	円	円	円
得 償 却 費 相 当 額 ⑤	円	円	円
費 差 引 (③ - ④) ⑥	円	円	円
譲 渡 に 要 し た 費 用 ⑦	円	円	円
特定居住用財産の譲渡損失の金額 (⑥-⑦-⑧)	円	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に記載してください。

関与税理士名

()

税務署 整理欄	譲渡収入 金額	借入 金額
------------	------------	----------

(平成28年全分適用)

「租税特別措置法第41条の5の2用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

【平成__年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は 世帯主 等居住 関係者)	フリガナ 氏名	電話 番号	()
---------------------------------	------------	----------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。」を参照してください。
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

【譲渡した資産に関する明細】

	合 計	建 物	土 地・借地権	
資産の所在地番	/			
資産の利用状況 面積		㎡	㎡	
譲渡住所又は所在地				
譲渡先氏名又は名称				
譲渡契約締結日		年 月 日	年 月 日	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先		(借入先)		
譲渡した年月日		年 月 日	年 月 日	
資産を取得した時期		年 月 日	年 月 日	
譲 渡 価 値 ③		円	円	円
取 取 得 価 値 ④		円	円	円
得 償 却 費 相 当 額 ⑤	円	円	円	
費 差 引 (③ - ④) ⑥	円	円	円	
譲 渡 に 要 し た 費 用 ⑦	円	円	円	
特定居住用財産の譲渡損失の金額 (⑥-⑦-⑧)	円	円	円	

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に記載してください。

関与税理士名

()

税務署 整理欄	譲渡収入 金額	借入 金額
------------	------------	----------

「租税特別措置法第41条の5の2用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個①07 添付書類台紙【表面】

個①07 添付書類台紙【表面】

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 添付書類台紙

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 添付書類台紙

住所 (〒 市町村 番地 番地)	フリガナ 氏名
---------------------	------------

住所 (〒 市町村 番地 番地)	フリガナ 氏名
---------------------	------------

② のりしろ

源泉徴収票 (原本)

⑤ のりしろ

源泉徴収票

① のりしろ

本人確認書類 (写)

④ のりしろ

社会保険料控除関係書類
小規模企業共済等掛金

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。



③ のりしろ

生命保険料控除関係書類

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「Ⅰ 番号確認書類」の写しと「Ⅱ 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

<p>Ⅰ 番号確認書類</p> <p>《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》</p> <ul style="list-style-type: none"> 通知カード 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限り、) <p>などのうちいずれか1つ</p>	<p>Ⅱ 身元確認書類</p> <p>《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し》</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転免許証 公的医療保険の被保険者証 パスポート 身体障害者手帳 在留カード <p>などのうちいずれか1つ</p>
---	--

② のりしろ

地震保険料控除関係書類

① のりしろ

寄附金控除関係書類

申告書を提出する場合は、上記の書類(該当するものに限り、)を申告書に添付するか申告書を提出する際に提示する必要があります(源泉徴収票は添付が必要です)。書類を添付する場合は、この台紙に源泉徴収票などの書類を①から⑤の順にのりづけし、申告書と一緒に提出してください。

- 申告に当たっては、上記①②及び裏面のほか③の書類(該当するものに限り、)などを、この台紙に順番にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください(源泉徴収票は提出が必要です)。
- 医療費の領収書等は、この台紙に貼らずに、医療費の明細書(封筒)や適宜の封筒に入れて提出してください。

- ※ この台紙からはみ出さないように貼ってください。
- ※ 医療費の領収書等は、この台紙には貼らずに、医療費の明細書(封筒)や適宜の封筒に入れて提出してください。
- ※ ①から⑤以外の書類やのりしろで貼りきれない大きな書類は、この台紙の裏面に貼ってください。

個⑥107 添付書類台紙【裏面】

個⑥107 添付書類台紙【裏面】

⑨ のりしろ

⑧ のりしろ

⑦ のりしろ

⑥ のりしろ
 社会保険料
 小規模企業共済等掛金 控除関係書類

⑤ のりしろ
 生命保険料控除関係書類

④ のりしろ
 地震保険料控除関係書類

③ のりしろ
 寄附金控除関係書類



⑩ <のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。>

⑪ <のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。>

28.11

⑨ のりしろ

⑧ のりしろ

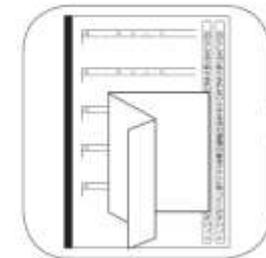
⑦ のりしろ

⑥ のりしろ

⑤ のりしろ

④ のりしろ

③ のりしろ



⑩ <のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。>

⑪ <のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。>

個⑥109-6 平成28年分の所得税及び復興特別所得税の申告書(損失申告用)付表(一)(東日本大震災の被災者の方用)

(新設)

■ 平成28年分の所得税及び復興特別所得税の申告書(損失申告用)付表 FA0180 ■
 (東日本大震災の被災者の方用)

第四表付表(一)

住所 〒 番 番 番 番	フリガナ 氏名
-----------------------------	------------

この付表は、震災特例法第5条(総損失の繰越控除の特例)、第7条(純損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、申告書第四表(損失申告用)の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の繰越損失の金額」に代えて使用します。

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額	震災純損失以外の純損失金額	79	円
	震災純損失金額	79	
居住用財産に係る過半数譲渡損失の金額		79	
変動所得の損失額		79	
被災事業用資産の損失額			
所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の程度	損害年月日
		④ 損害金額	⑤ 保険金などで補填される金額
山林	営業用		
	うち 雑資産		
	うち 固定資産		
山林	営業用		
	うち 雑資産		
	うち 固定資産		
山林	雑資産		
	うち 雑資産		
	うち 固定資産		
山林所得に係る被災事業用資産の損失額	震災純損失以外の純損失金額	79	円
	震災純損失金額	79	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	震災純損失以外の純損失金額	79	
	震災純損失金額	79	

署名	整理欄
----	-----

個⑥109-6 平成28年分の所得税及び復興特別所得税の申告書(損失申告用)付表(二)(東日本大震災の被災者の方用)

(新設)

■ 平成28年分の所得税及び復興特別所得税の申告書(損失申告用)付表 FA0190 ■
(東日本大震災の被災者の方用)

4 繰越損失を差し引く計算

区分	損失の種類	繰越損失の金額	繰越損失の引当額	繰越損失の引当率	繰越損失の引当額
A 23年	純損失 青色の場合	平成23年 繰越損失	山林		
	損 白色の場合	平成23年 特定雑損失	山林		
	雑損失 青・白	平成23年 雑損失	山林		
	雑損失 特定雑損失	平成23年 特定雑損失	山林		
	雑損失 被災純損失(青・白)	平成23年 被災純損失	山林		
B 24年	純損失 青色の場合	平成24年 繰越損失	山林		
	損 白色の場合	平成24年 特定雑損失	山林		
	雑損失 青・白	平成24年 雑損失	山林		
	雑損失 特定雑損失	平成24年 特定雑損失	山林		
	雑損失 被災純損失(青・白)	平成24年 被災純損失	山林		
C 25年	純損失 青色の場合	平成25年 繰越損失	山林		
	損 白色の場合	平成25年 特定雑損失	山林		
	雑損失 青・白	平成25年 雑損失	山林		
	雑損失 特定雑損失	平成25年 特定雑損失	山林		
	雑損失 被災純損失(青・白)	平成25年 被災純損失	山林		
D 26年	純損失 青色の場合	平成26年 繰越損失	山林		
	損 白色の場合	平成26年 特定雑損失	山林		
	雑損失 青・白	平成26年 雑損失	山林		
	雑損失 特定雑損失	平成26年 特定雑損失	山林		
	雑損失 被災純損失(青・白)	平成26年 被災純損失	山林		
E 27年	純損失 青色の場合	平成27年 繰越損失	山林		
	損 白色の場合	平成27年 特定雑損失	山林		
	雑損失 青・白	平成27年 雑損失	山林		
	雑損失 特定雑損失	平成27年 特定雑損失	山林		
	雑損失 被災純損失(青・白)	平成27年 被災純損失	山林		

第四表付表(二) ○この付表は、申告書B(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額	円
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額	円
本年分の先物取引に係る譲渡所得等から差し引く損失額	円
控除控除、圧縮費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	円

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特定雑損失以外の雑損失の金額	円
特定雑損失の金額	円

署名 印

改正後

改正前

個⑦005 居住形態等に関する確認書【一面】

個⑦005 居住形態等に関する確認書【一面】

居住形態等に関する確認書

居住形態等に関する確認書

Confirmation of the Type of Resident Status, Etc.

Confirmation of the Type of Resident Status, Etc.

(平成28年分)

(平成27年分)

氏名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国籍 Nationality	
在留カード番号 or Alien Registration number	
居住形態等 (Type of Resident Status)	
1 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)	
(1) 当初の入国年月日 (Date of original entry into Japan)	(Year) (Month) (Day) 年 月 日
(2) 在留資格 (Visa status in Japan)	
(3) 在留期間 (Permitted period of stay in Japan)	
2 平成28年中に出国しましたか。(Did you leave Japan anytime during 2016?) <input type="checkbox"/> (Yes) <input type="checkbox"/> (No) はい いいえ	
3 2の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)	
(1) 出国の期間 (Period of absence from Japan)	月 日～ 月 日 月 日～ 月 日 月 日～ 月 日
(2) 出国の目的 (Purpose of absence from Japan)	
4 平成28年中の居住形態による期間区分 (Period of each type of resident status during 2016)	
(1) 非居住者期間 (Period of Non-resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(2) 非永住者期間 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(3) 永住者期間 (Period of Permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
5 (1) 4 (2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2016, did you receive any income from sources abroad during that period?) <input type="checkbox"/> (Yes) <input type="checkbox"/> (No) はい いいえ	
(2) (1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)	
① 国外に源泉のある所得の金額 (Amount of income from sources abroad)	円
② ①のうち国内で支払われた金額 (Amount of ① paid in Japan)	円
③ ①のうち国外から送金された金額 (Portion of ① remitted to Japan)	円

一面

氏名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国籍 Nationality	
在留カード番号 or Alien Registration number	
居住形態等 (Type of Resident Status)	
1 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)	
(1) 当初の入国年月日 (Date of original entry into Japan)	(Year) (Month) (Day) 年 月 日
(2) 在留資格 (Visa status in Japan)	
(3) 在留期間 (Permitted period of stay in Japan)	
2 平成27年中に出国しましたか。(Did you leave Japan anytime during 2015?) <input type="checkbox"/> (Yes) <input type="checkbox"/> (No) はい いいえ	
3 2の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)	
(1) 出国の期間 (Period of absence from Japan)	月 日～ 月 日 月 日～ 月 日 月 日～ 月 日
(2) 出国の目的 (Purpose of absence from Japan)	
4 平成27年中の居住形態による期間区分 (Period of each type of resident status during 2015)	
(1) 非居住者期間 (Period of Non-resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(2) 非永住者期間 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(3) 永住者期間 (Period of Permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
5 (1) 4 (2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2015, did you receive any income from sources abroad during that period?) <input type="checkbox"/> (Yes) <input type="checkbox"/> (No) はい いいえ	
(2) (1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)	
① 国外に源泉のある所得の金額 (Amount of income from sources abroad)	円
② ①のうち国内で支払われた金額 (Amount of ① paid in Japan)	円
③ ①のうち国外から送金された金額 (Portion of ① remitted to Japan)	円

一面

改正後

改正前

個⑦005 居住形態等に関する確認書【二面】

個⑦005 居住形態等に関する確認書【二面】

住所又は居所を有していた期間の確認表
Confirmation Table of the Period of Resident Status

住所又は居所を有していた期間の確認表
Confirmation Table of the Period of Resident Status

二面

二面

○ 平成18年1月1日から平成27年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years (2006~2015).

○ 平成17年1月1日から平成26年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years (2005~2014).

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)						年数・月数・日数 (The number of years, months and days)			
(Year)	(Month)	(Day)	～	(Year)	(Month)	(Day)	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.							年	月	日

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)						年数・月数・日数 (The number of years, months and days)			
(Year)	(Month)	(Day)	～	(Year)	(Month)	(Day)	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.							年	月	日

○ 平成28年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2016.

○ 平成27年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2015.

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)				年数・月数・日数 (The number of years, months and days)			
(Month)	(Day)	～	(Month)	(Day)	年	月	日
月	日	～	月	日	年	月	日
月	日	～	月	日	年	月	日
月	日	～	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.					年	月	日

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)				年数・月数・日数 (The number of years, months and days)			
(Month)	(Day)	～	(Month)	(Day)	年	月	日
月	日	～	月	日	年	月	日
月	日	～	月	日	年	月	日
月	日	～	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.					年	月	日

(平成28年分)

(平成27年分)